

令和 8 年 9 月 2 0 日 執行

選挙公報申請のしおり

東北町選挙管理委員会

目 次

1	掲載文原稿の事前相談について	1
2	選挙公報掲載申請の手続	2
3	掲載文記載上の注意	3
4	掲載写真に関する注意	5
5	その他	6
参考	各種様式	7

1 掲載文原稿の事前相談について

1 事前相談とは

選挙公報の掲載申請期日（9月15日告示日）に申請（審査）が集中しますと、長時間順番をお待ちいただいたり、掲載文原稿に訂正があった場合はその対応に相当の時間を要し、結果として選挙公報の発行に遅れが生じて、選挙公報の速やかな配布に支障を及ぼす恐れがあります。

そこで、東北町選挙管理委員会では、立候補予定者の方々の便宜を図るため、申請期日前においても掲載文原稿等の御相談を受けたうえで、掲載文原稿や写真等をお預りする事前相談日を設けます。

2 事前相談の手続

（1）事前相談日 9月7日(月)、9月11日（金）

立候補届出書類の事前審査日と同日、午前10時～午後4時までの間、事前相談を行います。※審査の重複を避けるため事前に来庁時間をご連絡ください。

（2）相談の場所

選挙管理委員会事務局（東北町コミュニティセンター内）

（3）持参していただく書類等

選挙公報掲載文原稿用紙 正・副各1通

写真（同一のもの） 2枚

（4）注意事項

ア 掲載文原稿の御相談を受けた際、訂正をお願いすることもありますので、その場で訂正に応じられるように立候補予定者又はその代理人が直接持参してください。（メールや郵送での相談は受け付けていません。）

イ 事前相談には相応の時間を要する場合もございます。

3 通称使用の認定を受ける場合の取扱い

立候補の届出において通称使用の認定を受けようとする方は、掲載文原稿用紙の氏名欄に通称を記載してください。ただし、通称使用の認定を受けられなかったときは、東北町選挙管理委員会がお預りしている掲載文原稿用紙に代えて本名を記載した掲載文原稿用紙を提出していただくことになりますので、注意してください。

2 選挙公報掲載申請の手続

1 掲載文の申請

(1) 申請期日及び時間

掲載文等の審査に合格した日の翌日から、令和8年9月15日（火）午後5時まで

(2) 申請場所

東北町選挙管理委員会

東北町コミュニティセンター「未来館」 1階 大集会室（立候補届出場所と同）

(3) 提出書類

① 選挙公報掲載申請書 1通

② 選挙公報掲載文原稿用紙 正・副各1通

③ 写真（同一のもの） 2枚

※ 事前相談が終了した方は、既に上記②、③をお預かりしていますので、①選挙公報掲載申請書のみ提出してください。

(4) 申請に当たっての注意

ア 申請期限の午後5時後においては、申請があっても一切受理できません。

イ 受付の際、訂正をお願いすることもありますので、できるだけ早めに提出されるとともに、その場で訂正に応じられるように候補者又はその代理人が直接持参してください。

2 掲載文の修正及び撤回

(1) 掲載申請書受理後、その提出した掲載文及び写真を修正又は撤回しようとするときは、申請期限の午後5時までに東北町選挙管理委員会に出向いて修正又は撤回の申請をしなければなりません。

(2) 提出書類

修正：選挙公報掲載文修正等申請書 1通

選挙公報掲載文原稿用紙 正・副各1通（修正する場合）

写真（同一のもの） 2枚（修正する場合）

撤回：選挙公報掲載撤回申請書 1通

3 掲載順序

選挙公報に掲載文を掲載する順序は、東北町選挙管理委員会がくじによって決定します。くじの行われる日時及び場所は、次のとおりです。

日時：令和8年9月15日（火） 午後5時30分

場所：東北町コミュニティセンター「未来館」 一階 集会室（和室）

※なお、当日の状況により、開始時刻が遅れる場合があります。

3 掲載文記載上の注意

選挙公報は、候補者から申請のあった掲載文をそのまま印刷しますが、掲載文の内容及び記載方法については、いくつかの制限や約束があります。掲載文原稿を作成するに当たっては、次の事項に十分注意してください。

1 一般的注意事項

掲載文の内容に次に掲げるような事項の記載がないように特に注意してください。

(1) 選挙公報の品位をそこなう記載

他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載をしないでください。

(2) 虚偽事項の記載

身分、職業、経歴、政党その他の政治団体への所属及び推薦の有無等について、虚偽の事項を記載しないでください。

(3) 非合法又は刑事犯罪を構成するような記載

(4) 利害誘導にわたる記載

(5) 他の候補者（他の選挙における候補者を含む。）の選挙運動にわたる記載

2 掲載文原稿の体裁

(1) 掲載文原稿は、原稿用紙により提出してください。

(2) 提出の際は、東北町選挙管理委員会がお渡しした原稿用紙のほかは使用することができません。（原稿用紙は予備を含めて2枚お渡ししますが、提出していただくのは正・副各1枚です。また、印画紙等に印刷した原稿を、原稿用紙に張り付ける方法も可能です。）

(3) 原稿用紙の大きさは、実際に選挙公報に掲載されるものと同一の大きさです。

(4) 掲載文本文及び氏名欄は、青色の枠線内に記載してください。（印画紙などに印刷した原稿を貼り付けてもかまいません。その場合は、文字等がそれぞれの枠内(氏名欄及び掲載文本文)に収まるようにしてください。)

3 氏名欄に使用できる文字等

(1) 使用できる文字等

ア 通常文章に使用できる文字（※）漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの文字、数字

(2) 記載方法

ア 氏名欄には候補者の氏名（選挙長に認定を申請する通称があるときは、その通称）を記載しなければなりません。

イ 所属する政党その他の政治団体の名称、住所、職業、生年月日等の属性を

示すものに限り、氏名欄に記載した氏名の余白を用いて欄内に記載してもかまいません。

4 掲載文本文に使用できる文字等

(1) 字数について

掲載文の字数に制限はありません。

(2) 使用できる文字等

前ページ「3 (1) 使用できる文字等」に加え、符号、記号、線並びに図、イラストレーション（※）及びこれらの類を使用することができますが、掲載文本文に写真を使用することはできません。

(注1) 図、イラストレーション及びこれらの類の部分の合計面積は、掲載文本文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはなりません。この場合において、写真欄及び氏名欄に係る面積は、当該合計面積に算入しません。

(注2) 著しく太いけい線は、「図、イラストレーション及びこれらの類」とみなします。

5 筆記具の使い方

(1) 文字等の色

黒色

(2) 原稿作成の注意事項

ア あまり小さい文字又は字画の多い文字を使用しますと、印刷した場合に不鮮明になるおそれがあります。

イ 印刷の場合は、必ず黒インクを用いてください。青インクその他黒インク以外の色素は、使用できません。

(3) 訂正の方法

掲載文を訂正する場合は、白紙又は原稿用紙の欄外余白を切り取ったものを貼ってください。

6 その他

(1) 次のような場合は、候補者に対し当該掲載文の訂正を求めることがあります。

ア 規定に違反して記載した掲載文の申請があった場合

イ 記載した文字、図、イラストレーション等が著しく小さい場合又は著しく大きい場合

ウ その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合

(2) (1) により掲載文について訂正を求めたのち、候補者がその求めに応じない場合は、東北町選挙管理委員会において職権により必要な訂正をすることがあります。

- (3) 選挙公報の印刷の体裁等については、指定することができません。
- (4) 原稿用紙には、絶対に折目やしみを付けないようにして、ビニールケースに入れて提出してください。
- (5) 汚損等により原稿用紙の再交付を求めたい場合は、東北町選挙管理委員会に申し出てください。

4 掲載写真に関する注意

1 撮影について

- (1) 提出する写真は、選挙期日前6箇月以内に撮影したものに限られます。
(事前相談時に、撮影年月日をお聞きしますので、来庁される方は確認しておいてください。)
- (2) 写真は、無帽、正面向きで上半身のものとしてください。(選挙公報に掲載するにあたり、顔が斜めを向いている場合や上半身まで写っていない場合には、他の候補者とのバランスを欠いてしまうおそれがありますのでご注意ください。)
- (3) 被写体のバックは、無背景としてください。
- (4) 写真は、印画紙にプリントしたものを提出してください。
- (5) スーツのストライプ柄やチェック柄、ネクタイの柄等は鮮明に印刷されない場合がありますので、御了承ください。

2 提出に際して

- (1) 提出枚数 2枚
- (2) 大きさ たて 4cm、よこ 3cm
写真の外側が縁取り(枠取り)してある場合は、縁取り(枠取り)の内側の寸法が、たて 4cm、よこ 3cmなければなりません。
- (3) 写真の裏面には候補者の氏名を記載してください。
- (4) 写真は、掲載文原稿用紙には貼り付けないでください。
- (5) 提出していただいた写真はお返しいたしません。

5 その他

1 選挙公報の配布について

選挙の期日の前日までに、新聞折込みにて選挙公報を配布します。

また、補完措置として、役場その他適当な場所に選挙公報を備え置くなど、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めることとします。

2 選挙公報の発行の中止について

無投票等事由に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の中止を中止させていただきます。